



## 第3期まちづくり町民会議

### 具体策を考え、 行政に反映を望む

7月21日、第3期まちづくり町民会議の第2回会議を役場で開きました。

グループ協議では、各グループが話し合うテーマに沿い、ごみ問題や子育てなどについて協議しました。

また、第1期、2期の町民会議の提案が行政に反映されているか検証してみる必要があるといった意見もあり、まちづくりに生かされる町民会議として動き出しました。

#### 「グループ協議のまとめ (主なもの)」

- 地域での子育てについて、まず、あいさつをすることが大切。今の子どもたちは、あいさつしても返ってこない
- ごみの分別などについてマナーが悪い特に野焼きに困っているので、広報などで周知してほしい
- 犬の散歩をする人のマナーが悪い。ふんの始末もしない人がいるので、広報などで周知してほしい
- 町営バスについて、第一、第三土曜日は運休している。デマンドバスなどの方法で対応できない
- 限界集落をどう維持するのか。道路の草刈りなど暮らしを守る方策があれば知りたい
- 第1、第2期の町民会議の内容が行政に反映されてきたか検証する必要がある。何を進めてよいのか見えてこない
- 防災訓練に出て来れない高齢者をどのように守るかが課題
- 認知症高齢者が増えているが、支えるためにも小さいグループでも良いので、社会福祉協議会のサロンを多く作ってほしい。



ごみ問題や子育てなどを話し合う



1期、2期の会議の振り返りや行政の関わりを提案

知っていますか？

# 野外でのごみ焼却 (野焼き)

法律で禁止されています！

平成13年4月1日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、野外焼却(野焼き)は一部例外を除き禁止となりました。

この法律の第16条の2では「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」としています。野焼きをすると法律で罰せられます。

野焼きは、悪臭・黒煙で洗濯物が干せないなどの苦情の原因になるほか、燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質が発生し生活環境の悪化、火災の原因になりますので、絶対に止めましょう。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2 (焼却禁止)

### ▶ 廃棄物処理基準に従うこと

法律で定める構造を持った焼却設備でないと焼却できません。(簡易な炉での焼却はできません)

### ▶ ほかの法律で定められた焼却方法に従うこと

森林病虫害等防除法に基づき、病虫害が付着した木の枝の焼却、家畜伝染病予防法に基づき、伝染病に感染した家畜の死体の焼却など

### ▶ 災害、風俗習慣上、農業・林業を営むためなど必要な廃棄物は焼却できる

災害復旧時の木くず、とんどさん、林業者が伐採した枝などの焼却ほか

皆さんのお宅では、こんなことしていませんか・・・？



ドラム缶での焼却



ブロックを積んだだけの焼却場



プラスチック類の焼却



### ● 法第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した場合

5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金が科せられるほか、懲役と罰金両方が科せられる場合があります。

## 罰則

## 野焼きの例外 (必要な廃棄物の焼却)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条ほか

【問合せ】 役場産業振興課 (電話 72 - 2101)

① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うため

■ 河川敷や道路脇の伐採した草木の焼却など

③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うため

■ しめ縄、門松などを焼くとんど焼き、大文字焼きなど古くから伝わる風俗慣習的な行事など

⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

■ 落ち葉焚き、キャンプファイヤー  
※ 消防法により、消防署への届け出が必要です。

⑦ 家畜伝染病予防法に基づく伝染病にかかった家畜の死体

■ 農林水産省令で定める基準に基づく指示で焼却する。ペットが死んだ場合は非該当

② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のため

■ 災害復旧時などの木くずの焼却、火災予防訓練時の模擬火災のための焼却など

④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの ※ 家庭で剪定した樹木は対象外

■ 焼き畑、あぜの草、稲わら、伐採した枝、漁網にかかったごみなど

⑥ 森林病虫害等防除法に基づく病虫害が付着した木の枝

■ 農林水産大臣が森林資源に重大な損害を与えると判断したとき。個人での判断は不可

## ルールとマナーを守りましょう！

家庭でのごみ焼却行為は軽微な焼却に該当せず野焼きになりますので、決められた収集日に出してください。

また例外と認められていることも、大量の煙やにおいが発生すれば苦情の原因になりますので、風向きや時間、近所の理解など配慮が必要です。